

全国各地で国保改善大運動をすすめよう

2024 春の国保改善運動交流集会行動提起(案)

2024年6月1日 中央社保協 国保部会

2024年4月から各都道府県で第3期国保運営方針(6年間)がスタートしました。今後、国民健康保険料水準の統一化や、法定外繰入の解消がさらに強まり、かつてない規模の国保料の値上げや、不当な差し押さえ、保険証の取り上げなど、いのちや暮らしを脅かす事態がますます懸念されます。この春から、全国各地で新たな国保改善大運動に踏み出すため、以下の行動を提起します。

1. 国に「国保の国庫負担増額を求める」意見書採択運動に取り組めます

全国知事会が、国保料(税)を協会けんぽ並みの保険料にするにはどれだけの公費投入が必要かを質したところ、厚労省は「概ね1兆円必要」と答えています。

私たちが、「1兆円の公費投入で協会けんぽ並みの保険料」を求めて運動を推進しましょう。なお、国保料(税)に、人头割ともいべき均等割・平等割保険料があることが問題です。被用者保険のように、均等割・平等割がなく、所得に応じた保険料(応能負担)とすべきです。現行の「均等割・平等割」保険料の総額は1兆4,600億円で、そのうち、4,400億円は法定減額で公費が投入済みです。従って、新たに1兆円を公費投入すれば、「均等割・平等割」保険料の廃止は可能です。均等割が廃止されれば、子どもにまで保険料がかかる矛盾も解消できます。都道府県・市町村と共同して、国保への国庫負担の増額を求める意見書採択運動に取り組みましょう。

2. 都道府県に向けた運動「都道府県の独自補助の拡充を」

2018年度からの都道府県単位化により、都道府県は市町村とともに保険者を担うようになったので、独自補助を求めるのは当然です。都道府県に対して、納付金の引き下げを求めましょう。国は、地方単独の医療費助成を行った市町村に、国保の国庫負担を減額していましたが、全国知事会など地方からの要望や私たちの運動で、2024年4月から18歳までの子ども医療は減額措置が廃止されました。

しかし今でも障害者・ひとり親医療などへの減額措置が残っています。障害者・ひとり親家庭などの医療費助成は、都道府県と市町村との共同事業ですので、減額分については市町村のみに負担させるのではなく、都道府県も負担するように求めましょう。

3. 市町村に向けた運動

①一般会計からの法定外繰入の拡大を

一般会計からの法定外繰入は、「削減・解消の対象となる繰入(決算補填等目的)」と、「削減・解消の対象とならない繰入(決算補填等目的以外)」に分類されています。そのため、「削減・解消の対象となる繰入」(全国合計)は、最近7年間で2,794億円(1人あたり約1万円)も減らされています。一方、「削減・解消の対象とならない繰入」は、維持しています。「削減・解消の対象とならない繰入」を活用して、保険料減免制度の実施・拡充などを求めて運動しましょう。

また、国が「削減・解消の対象となる繰入」に分類している特定の対象者(所得の多寡や年齢など)への減免については、収納率の向上に大きく貢献しています。全国知事会は「地方の取り組みを阻害することがないよう地方の意見を尊重すべき」と指摘しており、低所得世帯や子どもへの減免制度を尊重し、地方分権を侵害しないように求めることが大切です。

一般会計からの法定外繰入の分類(例示)

■削減・解消の対象となる繰入(決算補填等目的)

①保険料の収納不足のため ②保険料の負担緩和を図るため ③地方単独の保険料軽減額 ④任意給付に充てるため ⑤累積赤字補てんのため

■削減・解消の対象とならない繰入(決算補填等目的以外)

①保険料の減免額に充てるため ②地方単独事業の波及増補填等 ③保健事業費に充てるため ④直営診療施設に充てるため ⑤基金積立

②国保会計に積み立てられた基金・剰余金の活用を

国保会計に積み立てられた 2021 年度の基金・剰余金は、全国合計額が 9,059 億円(1人当たり 35,653 円)にのびります。積み立てられた基金・剰余金は、市町村格差が大きいので、各市町村の実態を把握した上で、国保料(税)の引き下げと減免制度の拡充に優先的に活用するように運動をすすめましょう。実際に基金・剰余金を使って低所得世帯や子どもの均等割保険料(税)の減免制度を実施している自治体も少くありません。

③自治体キャラバンで国保制度改善を求める要望書の活用を(国保パンフ)

1.国保料(税)の引き下げ

- ① 国保への国庫負担を医療給付費の45%に戻し、国保料(税)を引き下げること。
- ② 国保に1兆円の公費を投入し、協会けんぽ並みの保険料(税)にすること。
- ③ 保険料(税)は応能負担を原則とし、均等割・平等割保険料(税)は廃止すること。
- ④ 所得割保険料(税)を、所得から基礎控除(43万円)のみを差し引いて算定する「旧ただし書き方式」を改め、扶養・配偶者控除、ひとり親控除、障害者控除など各種控除を差し引いた「住民税方式」に改めること。

2.保険料(税)軽減・減免制度の拡充

- ① 国の軽減制度(7割・5割・2割)の対象範囲と軽減割合を拡大すること。
- ② 18歳までの子どもの均等割保険料(税)は免除すること。
- ③ 収入減少に伴う保険料(税)減免制度の要件を大幅に緩和すること。
- ④ 市町村独自の減免制度を実施するに当たって、一般会計からの法定外繰入を認めること。
- ⑤ 低所得世帯向け減免、子どもの均等割減免などは、「決算補填等目的以外の法定外繰り入れ」とし、「削減・解消すべき赤字」とみなさないこと。

3.医療費助成の実施に伴う国庫負担減額措置について

- ① 子ども・障害者・ひとり親家庭などに対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国保の国庫負担減額措置を完全に廃止すること。

4.都道府県単位化と国保運営方針について

- ① 保険料(税)の算定は、市町村ごとの設定を基本とし、都道府県単位の保険料水準の統一を求めないこと。統一を理由にした保険料減免制度の廃止を行わないこと。
- ② 市町村の自治権を尊重し、法定外繰り入れ解消のための赤字解消年次計画を明記させるのではなく、法定外繰り入れを継続、充実させること。
- ③ 保険者努力支援制度での法定外繰り入れに対するマイナス評価は止めること。

5.マイナ保険証について

- ① 健康保険証の廃止を中止し、現行の健康保険証を存続すること。

6.傷病手当金・出産手当金について

- ② 加入する医療保険制度の違いにより、保険給付内容が異なる事態を解消するため、すべての加入者を対象にした「傷病手当金」「出産手当金」を法定給付とすること。

7.保険証の取り上げ、不当な差し押さえの中止

- ① 資格証明書の発行を止めること。また、生活を脅かす不当な差し押さえは行わないこと。
- ② 保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の執行停止などを迅速に行うこと。

8.一部負担金の減免制度の改善

- ① 一部負担金減免は、恒常的な低所得世帯を対象に含めるとともに、保険料(税)滞納世帯への利用制限を行わないこと。
- ② 行政や医療機関の窓口以案内ポスター、チラシを置くなどして周知すること。

4. 国保料(税)の滞納処分から身を守るために、全国で国保学習・相談運動を強めましょう

- ①全国各地で国保学習交流集会を開催しましょう。国保パンフの購入を広げ、パンフを使った各県社保協・中央団体で国保学習をつよめましょう
- ②地域で国保に関する相談活動を強化しましょう

5.「国保が高すぎる」6月中旬から国保改善オンライン署名に取り組みます

国民健康保険を運営する全国 1736 自治体(東京 23 区や広域連合を含む)のうち、4 月 28 日までに 2024 年度の保険料・税の改定状況が分かった 580 自治体を集計し、4 人家族のモデル世帯で計算した結果、6 割を超える 362 自治体が値上げしたことが判明しました。保険料率を据え置きとしたのは 196 自治体、値下げはわずか 22 自治体で、値上げが圧倒的です。(しんぶん赤旗)

国保が高すぎる、払える国保にという世論を広げるため、国保の納付書が届く 6 月中旬(6/25)から国保改善オンライン署名をスタートさせます。

各地での街頭宣伝(25 条宣伝など)で、各種の署名の取組みとあわせて、国保改善オンライン署名も大いに広げていきましょう。

以上

〇〇議会 議長 殿

請願(陳情)者

住所

氏名 〇〇社会保障推進協議会 〇〇 〇〇 印

紹介議員(陳情の場合は不要) 印

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願(陳情)書(案)

【請願(陳情)趣旨】

いま、重くのしかかる国保料(税)は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っている。しかし全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げのために必要な公費として、1兆円の財政支援の拡充が必要という意見もあったほか、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

そもそも、国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要がある、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出されたもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子どもの均等割の減免の実施が予定されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

以上の趣旨から、〇〇議会においては、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣特命担当大臣に対して、以下の意見書の提出を決議していただくよう請願(陳情)いたします。

【請願(陳情)項目】

1. 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求めること

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書（案）

いま、重くのしかかる国保料（税）は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。

国は、低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っている。しかし全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げのために必要な公費として、1兆円の財政支援の拡充が必要という意見もあったほか、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

そもそも、国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要がある、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子どもの均等割の減免の実施が予定されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、〇〇議会は政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣 その他

国保料が高すぎる！国の責任で払える保険料にしてください！

WEB 署名(案)

■目的

全国的に国保料の引き上げが明らかになる中、実際に多くの被保険者に国保料(税)が通知される 2024 年6月頃からXデモとWEB署名を合わせ、国保料の高すぎる実態を明らかにし、引き下げを世論化する。WEB署名やXの声を活用しながら、地域社保協で取り組んでいる自治体意見書採択への後押しや、国庫負担の引き上げなどの一役を担うツールにする。

■タイトル

国保料が高すぎる！国の責任で払える保険料にしてください！

■内容

国保料が今年も多くの自治体で引き上がります。今でも国保料は払いきれないほど高く、やむなく滞納してしまい、預貯金を差し押さえられる、保険証を取り上げられるなど安心して医療が受けられない状況が広がっています。

これまで国保加入者は高齢者が多いと言われて来ましたが、加入者の世帯主の職業を見ると雇用されている人が約3割を占めます。特に 20 代では 65%以上が雇用されている人です。国保の問題は全世代に関わる問題です。

国保料は、協会けんぽ(会社員が所属する保険)の保険料と比べて高くおよそ 1.5 ~2倍です。

☆なぜ、こんなに国保料は高いのでしょうか？

それは…国庫負担率が引き下げられているからです。

☆国保財政が厳しいから国保料を私たちが負担するしかないのでは…？

そんなことはありません！そもそも「国保は社会保障の一環」と国保法で定められており、国民皆保険制度の土台として整備されてきたものです。国の責任で国保加入者が安心して医療を受けられることは保障されています。また、自治体によっては大きな黒字を出し、基金や剰余金などをため込んでいます。

私たちは下記2点を要望します。

- 払える国保料にすること
- 国保への国庫負担を増やすこと

宛先：内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、国会議員、
全国知事会、全国市長会、全国町村会